

世田谷区立烏山中学校PTA規約

第1章 名称

第1条 この会は世田谷区立烏山中学校PTAと言い、事務所を烏山中学校に置く。

所在地：東京都世田谷区南烏山4-26-1

第2章 目的

第2条 この会は生徒の幸福と健全な成長をはかるために、憲法及び教育基本法の本質に基づき保護者と教員が協力し、教育条件の改善、充実に努める。また、社会教育の場として各自の教養を高め、会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第3章 活動方針

第3条 この会は保護者と教員で自主的・民主的に組織される団体で、この会の目的を達成するために、次の方針にそって活動する。

- 学級(学年)、地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解、親睦を深め、会員の総意を集めて活動する。
- 学校や地域の教育環境を整備、改善するために努力する。
- 会はいかなる個人、団体からも干渉統制を受けず、営利事業や政治的、宗教的活動は行わない。
- 学校教育に協力し、学校の管理、教職員の人事には干渉しない。
- 国及び地方公共団体の教育予算の充実に努める。
- その他、会の目的を果たすために必要な活動を行う。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者(又はこれにかわる者)及び本校に勤務する教員を持って構成する。会員の権利及び義務は平等である。

第5章 会計

第5条 この会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

第6条 会費は、世帯単位とし総会で決定する。ただし特に事情がある会員の会費は運営委員会が協議決定の上、減免することができる。

第7条 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、4月1日から定期総会までの間、会運営に必要な経費について予算を暫定的に執行することができる。

第 6 章 役 員

第 8 条 この会の役員は次の通りである。

- 会 長 1 名 (保護者)
- 副会長 若干名 (保護者 3 名以上 副校長)
- 書 記 若干名 (保護者 2 名以上 教員 1 名)
- 会 計 若干名 (保護者 2 名以上 教員 1 名)

ただし役員は、特別委員会をのぞく、会計監査委員、役員選出委員、及び各種委員を兼ねることはできない。

第 9 条 役員の任期は原則として 1 カ年とするが、再任は妨げない。

第 10 条 役員の任務は次の通りである。

- 会 長 この会を代表し、会務を総括する。
- 副会長 会長を補佐し、会長の不在の場合はこれにかわる。
- 書 記 総会及び各種会合の議事を記録し、保管する。
- 会 計 この会の会計事務一切を処理し、総会に会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。

第 7 章 会 議

第 11 条 この会の会務遂行のため、次の会議を設ける。総会、役員会、運営委員会、各種委員会、予算委員会、役員選出委員会、会計監査委員会、特別委員会、学級会。

1. 総 会

第 12 条 総会はこの会の最高議決決定機関で、定期総会と臨時総会に分ける。

第 13 条 定期総会は速やかに開催し、次の議決をする。

- 新年度総会 ア. 新年度役員の紹介
- イ. 会計監査委員の承認
- ウ. 決算報告の承認
- エ. 新年度活動計画及び予算の承認

第 14 条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又は会員の 1/5 以上の要求があった場合、会長が招集する。

第 15 条 総会は会員の 1/5 以上の出席（委任状も含める）をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第 16 条 総会の議長は会員より選出する。

2. 役員会

第17条 役員会は役員をもって構成し、この会の円滑な運営をはかるために必要な事項の検討をする。運営委員会への提案事項を作成する。

3. 運営委員会

第18条 運営委員会は役員、クラス委員、各種委員会(特別委員会を含む)・役員選出委員会の正副委員長により構成する。定足数は1/2以上とし、出席者の過半数をもって議決する。運営委員会は、会長が必要と認めた時、運営委員の1/5以上の要求があった時に開催する。運営委員会は総会につぐ議決機関で、その任務は次の通りである。

- ア. 役員選出委員会による新年度役員人事の承認
- イ. 会計監査委員の選出
- ウ. 本年度活動報告
- エ. 各種委員会により提案された事項の審議決定
- オ. 総会に提出する議案の作成
- カ. その他この会の活動全般に関する事項の審議決定

4. 各種委員会

第19条 各種委員会の種類、任務、構成は下表の通りである。年度替わりには新旧委員会の引継ぎを行う。

種 類	任 務	構 成
クラス委員会	担任と保護者相互の理解を深め、円滑な学級経営に協力する。	各学級より選出された各委員は原則1名により構成されるが副委員長の人数により例外もある。
校外委員会	生徒の健全育成をはかる。また、校内環境整備、保健衛生等、厚生活動に協力する。	
家庭教育学級委員会	子どもの教育の関わり方や解決方法について学び合う。また、給食試食会等を通じて、校内食育に協力する。	各委員会は委員長1名(保護者)、副委員長1名以上2名以内(保護者)と担当教員を置く。

5. 予算委員会

第20条 予算委員会は、役員、各種委員会(特別委員会も含む)・役員選出委員会から各2名、及び教員から選出された委員をもって構成する。この委員会の定足数は過半数である。予算委員会は委員会の決定に基づき、運営委員会及び総会に予算案の承認を求める。予算の補正は運営委員会の承認によって執行することができる。

6. 役員選出委員会

第21条 各学級より選出された委員は原則1名以上により構成される。互選により委員長1名(保護者)、副委員長2名(保護者)と担当教員を置く。この会は別に定める「細則」に基づき役員を選出する。選出された役員は運営委員に報告する。正・副委員長は運営委員会に出席し、会議の経過を報告する。

7. 特別委員会

第22条 PTA活動中、特に必要な事項について運営委員会が認めた時、特別委員会を設けることができる。この委員会には委員長1名(保護者)、副委員長2名(保護者1名以上)と担当教員を置く。委員の人数、その他は運営委員会において、その委員会の性質を考慮し決定する。特別委員会はその任務を終えるとともに解散する。

8. 学級会

第23条 学級会の招集はクラス委員が行うことができる。

第24条 学級会は教員と保護者の連絡、懇談を積極的に行い、学校、家庭の両面より教育の促進をはかる。

第8章 会計監査委員会

第25条 会計監査委員会は保護者2名(卒業生の保護者可)と教員1名により構成される。会計を監査し、その結果を総会に報告する。ただし、会計監査委員会は特別委員会を除く各種委員会を兼ねることはできない。

第26条 在籍、卒業にかかわらず保護者の任期は原則として1カ年とするが、再任は妨げない。卒業生の保護者の再任は在籍時から通算3カ年または3回までとする。

第9章 付 則

第27条 校長は、学校経営(運営)に会の活動が関係してくる場合は、各委員会に出席して、学校経営の立場から意見を述べるることができる。ただし役員選出委員会には出席できない。

第28条 本規約は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。また、この会の運営について必要な細則は運営委員会で定めることができる。

第29条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用や管理については細則を定める。

第30条 第1章第1条の名称を統一する。

第31条 本規約は2018年5月12日から実施する。

付記	2001年4月1日一部改定
	2007年5月23日一部改定
	2008年3月5日一部改定
	2018年5月12日一部改定
	2020年7月31日一部改訂
	2020年9月24日一部改訂
	2021年12月11日一部改訂
	2024年1月20日一部改定

細 則

細則については、運営委員会の2/3以上の承認があれば改正できる。

第1条 役員選出委員会

1項（活動内容）

- ① 役員選出委員会は、次年度の役員候補者および各種委員会の委員長を選考し、運営委員会の承認を得て全会員に通知する。
- ② 役員選出委員会の任期は新年度役員の決定をもって任期を終了とする。
- ③ 役員候補は、新1年生の保護者も対象となる。
- ④ 選出方法は、役員選出委員会で検討し運営委員会で承認を得て実施する。

2項（役員選出における免除事項）

- ① 烏山中学校において本部役員および委員会の委員長経験者（永年免除）
- ② 烏山中学校において副委員長経験5年以内の者
- ③ 世田谷区青少年委員の経験者（永年免除）
- ④ 次年度、烏山中学校において本部役員および委員会の委員長に立候補している者、委員会の副委員長に推薦されている者
- ⑤ 支援学級に子供が通学している者
- ⑥ 現在妊娠中、または次年度4月時点で未就学児を養育している者
- ⑦ 診断書が提出できる程度の病気の者
- ⑧ 事前調査票にて役員選出委員会に選出会免除対象者と認められた者

第2条 会計監査委員会

- ① 会計監査委員の選出方法は運営委員会で協議する。

第3条 個人情報取扱方法

1項（目的）この個人情報取扱方法は、この会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

2項（指針）この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運営管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

3項（周知）この会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、適宜の方法により会員に周知する。

4 項（利用目的）この会では、個人情報をお次の目的のために利用する。

- （1）会費請求、管理のための連絡
- （2）この会の事業に関する文書等の送付
- （3）この会の役員・委員・会員名簿等の作成

5 項（個人情報の取得）この会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、氏名・電話番号・その他必要とするもので同意を得た事項とし、書面にて提出されたものとする。また、前述の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、予め別途本人の同意を得るものとする。

6 項（同意の取り消し）会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。会員から不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては削除の連絡をすることでこれに替える。

7 項（管理）個人情報は、役員が適正に管理する。なお、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

8 項（保管）個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

9 項（第三者提供の制限）個人データは、下記の場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

10 項（秘密保持義務）この会の会員は、個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

11 項（情報開示等）会員本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

- 1 2 項（漏えい時等の対応）個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに役員に報告する。
- 1 3 項（苦情の処理）この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 1 4 項（改定）この取扱方法は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合には、第3条に則って会員に周知する。

付則 この細則は2018年3月10日より実施する。

付記 2003年10月14日一部改定
2007年5月23日一部改定
2007年9月10日一部改定
2008年3月5日一部改訂
2018年3月9日一部改訂
2020年9月24日一部改訂
2021年7月8日一部改訂

会計内規

第1条 この会の会員及び生徒に関する慶弔

①会員及びその配偶者死亡の場合は5000円とする。

②生徒死亡の場合は5000円とする。

その他慶事等の特別の場合も運営委員会で決定できる。

第2条 この会の会員及び生徒が不慮の災害をこうむった場合は、見舞金等を状況に応じて運営委員会で決定できる。

付則 この内規は1997年4月1日より実施する。

付記 2008年3月5日一部改定

◆保険について

P T Aで加入している保険は2種類あります。

① 統合賠償責任保険

生徒、教職員、外部協力者の損害賠償責任について補償

学校内の事故だけでなく、部活動(移動中も含)での事故や校外学習等学校外での事故も補償の対象になります。

また、同一スポーツ内での事故も対象になります。

(例) 野球部で練習中、打ったボールが同じ野球部の生徒の眼鏡に当たり、壊してしまったなど・・・

事故が起こったら・・・	
対物の場合	対人の場合
破損させてしまった物の写真 修理代が発生するものは見積書	病院などの領収証などが必要になりますので、ご用意ください。→学校(副校長先生)が対応

② 団体総合補償制度費用保険(学習指導協力者補償プラン)

P T A活動や学習活動に関わる保護者や協力者のための保険

委員会・お手伝い係活動、P T A主催の行事参加活動中、および往復途上の事故でのケガや特定疾病について補償されます。(特定疾病…急性脳疾患、脱水症、熱中症など)

→P T A本部が対応しますので、事故など発生した場合は、委員会等の担当役員を通じ、会計に連絡してください。

◆個人情報の取り扱いについての基本方針

烏山中学校 P T A (以下「本会」とします。)は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については、個人情報保護法に則して利用・運用管理します。

本会がお預かりした情報は、P T A活動に必要なこと、例えば、会員間の連絡、委員・お手伝い係決め、会費集金、会への出欠確認などに利用し、同意なく第三者へ提供しません。

本会がお預かりした情報は、P T Aで決めたルールに従って管理します。例えば、P T A入会申込兼委員・お手伝い係希望表は、鍵のかかるキャビネットにて保管し、翌年度末には破棄します。また、各委員会での連絡用に取得した委員一覧表は、当該委員及び担当副会長のみで配布するなど、必要最小限の配布になるよう配慮します。

また、本会がお預かりした個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には、誠実・適切に対応します。副校長もしくは本部役員までお問い合わせください。

